

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ橿原北店

所在地 橿原市小槻町五一五

二 橿原市から聴取した意見の概要

教育関係

(1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

(2) 開発区域周辺は、真菅北幼稚園及び耳成西幼稚園の幼児、真菅北小学校及び耳成西小学校の児童並びに橿原中学校の生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等幼児、児童及び生徒の通行の安全に対し、万全の配慮をすること。特に休日、夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。

(3) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、PTA等から何らかの意見、要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話合いに応じること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め、例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで